

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第44号

〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F ホームページ <https://shika-hairo.com>



運転停止15年、志賀原発が問いかけるもの

原告団事務局長 柚木 光

- ◇中部電力が浜岡原発の基準地震動を過小に報告していた
- 2026年1月、中電関係者からの情報提供により判明。適合性審査は中止され、再稼働は不可能に。原子力規制委員会はそのデータを鵜呑みにし、「おおむね妥当」としていました。

◇国土地理院が志賀敷地内活断層の可能性を指摘した

- 2025年12月、国土地理院は敷地内を通り3kmにわたる活断層が存在する可能性を、地図を示して指摘しました。また「富来川南岸断層」と東側の「富来川断層」を一連のものとし、14kmに及ぶ「富来断層」(活断層)としました。

※志賀原発では2016年3月、規制委有識者会合が「1号機直下の断層は活断層と解釈するのが妥当」とする報告書を提出。北電はその断層を「鉱物脈法」で調査して活断層ではないとする報告を提出し、規制委は2023年3月その主張を妥当と認めたのです。

◇M7.6、最大震度7という巨大地震が能登半島を襲った

- これまで想定されていた5km圏 (PAZ) 内の即時避難は道路の寸断・破損・土砂崩れにより不可能、30km圏 (UPZ) 内の屋内退避も家屋の全半壊で不可能であることが判明しました。

原告団総会のお知らせ

2026年度原告団総会を下記により開催します。今回もオンライン (Zoom) を併用して実施します。

◇日 時…**5月23日(土)** 13:30～ ※講演だけの参加もOK (14:40開始予定)。

◇会 場…石川県地場産業振興センター本館3F第3研修室

◇記念講演…「なぜ芸人が原発事故の取材を始めたか
～いつの間にか15年、東電会見1,600回」



講師のおしどりマコ・ケンさん

〈1〉 総会の2週間前までに原告の方に議案書および議決書を郵送します。

総会に出席する方は当日議決書を持参して意思表示してください。

〈2〉 出席しない方およびZoom参加の方は議決書に賛否・意見を記入し、

事前にFAXまたは郵送で事務局にお送りください (5月18日締切)。

事前送付いただいたご意見には総会で責任者が回答し、賛否とともに議決に反映します。

〈3〉 原告・サポーターでZoom参加をご希望の方は、**5月18日**までにメールで事務局にお申込みください (原告団ホームページ⇒[メッセージ](#)からメール送信できます)。(事務局)

志賀原発に「推定活断層」

国土地理院指摘 敷地貫く3キロ

国土地理院は24日、能登半島北部の活断層を記載した地図を公表し、北陸電力が稼働する志賀原発(石川県志賀町)の敷地に活断層が通っている可能性がある指摘した。志賀原発は詳細な地質調査をしていない。断層が存在しないか確認されていると反論している。

国土地理院は、この断層の存在を否定するまで、志賀原発敷地内には、断層が貫く可能性がある。国土地理院は、断層の存在を否定するまで、志賀原発敷地内には、断層が貫く可能性がある。国土地理院は、断層の存在を否定するまで、志賀原発敷地内には、断層が貫く可能性がある。

北電は否定「浸食の段差」

北電は24日、国土地理院が公表した地図について、志賀原発敷地内に断層が貫く可能性があるとして、断層の存在を否定するまで、志賀原発敷地内には、断層が貫く可能性がある。国土地理院は、断層の存在を否定するまで、志賀原発敷地内には、断層が貫く可能性がある。

北電は24日、国土地理院が公表した地図について、志賀原発敷地内に断層が貫く可能性があるとして、断層の存在を否定するまで、志賀原発敷地内には、断層が貫く可能性がある。国土地理院は、断層の存在を否定するまで、志賀原発敷地内には、断層が貫く可能性がある。



「推定活断層」の記事と公開された地図

能登半島北海域の活断層は96km程度と想定されていましたが、今回の地震で動いたのは150kmを超えていました。

◇上記の三点は何を物語るか

- 電力会社は北陸電力であれ、中部電力であれ、東京電力であれ、己の利益を最優先します。そのためには、根底的事実を歪曲することも厭わないのです。
- 規制委は原発の調査を電力会社に丸投げし、その報告だけで判断してきたのです。浜岡原発の基準地震動捏造見過ごしや志賀原発敷地内断層に関する変転は、その主体性の無さを露呈しています。

■運転停止から15年、志賀原発が私たちに問いかけるものとは…

- Q. 志賀原発は巨大地震に耐えられるのか？
- A. 能登半島地震で原発複合災害が起きなかったのは、ひとえに志賀原発1、2号機とも運転停止中だったからです。もし稼働中だったとしたら、3.11同様の複合災害が起きていた可能性は極めて高いのです。
- Q. 北陸に原発は必要なのか？
- A. 2011年以来志賀原発1、2号機は稼働していませんが、この15年間、北陸電力管内で電力不足による停電は起きていません。志賀原発がなくても大丈夫！
- Q. 原発のゴミはどこに行くのか？
- A. 「トイレなきマンション」と言われるように、原発が排出する高レベル放射性廃棄物＝核のゴミを処分する場所はありません。今のところ、北海道寿都町、神恵内村、佐賀県玄海町で文献調査が行なわれており、さらに東京都小笠原村南鳥島が有力候補地となっていますが…。
- Q. 使用済み核燃料の再利用は可能なのか？
- A. 日本原燃の青森県六ヶ所村再処理工場は1993年の着工以来27回も竣工を延期し、30年以上経っても完成していません。そのため使用済み核燃料が原発敷地内で増え続け、保管容量の8割にまで達しています。
- Q. 福島第一原発の廃炉は可能なのか？
- A. 残されたデプリの総量は880トン。そのうち、これまでに取り出せたのはわずか0.9gに過ぎません。東電は廃炉の目標を2051年としています。おそらく百年経っても無理。
- Q. 高市政権の原発政策は？
- A. 先の総選挙で高市自民党は歴史的圧勝。原発は選挙の争点になりませんでした。今後再稼働の動きは一層強まる見込み。原子力潜水艦建造の動きが現実化し、官邸では核武装発言まで飛び出しました。
- Q. 私たちはどうすればよいのか？

A. 私たちは、かつて珠洲原発建設を中止させたという輝かしい財産を持っています。珠洲市民の強力な反対運動と、それに呼応した県内の市民と労働者の運動が実を結んだ結果でした。志賀原発を廃炉に追い込むために、何よりも石川、富山、福井の住民の結束が重要です。

原告団の第三次提訴では、北陸3県をはじめ全国の原発立地県からの19人を含め、60人もの新たな、そしてより若い原告が加わりました。更に大きな廃炉のうねりを。

【寄稿】北陸電力に大甘の判決を許さず、名古屋高裁金沢支部に控訴

志賀原発株主差止め訴訟原告団長 和田 廣治

2019年6月、北陸電力株主8名が北陸電力会長や社長ら代表取締役を被告とした志賀原発株主差止め訴訟を富山地方裁判所に提訴しました。それから6年8か月が経過した2026年3月4日、判決が下されました。この日も、富山・石川・福井そして東京から多数の仲間が傍聴行動に参加してくれました。お心を寄せて下さった方々も含め、感謝申し上げます。

《判決言渡しは主文だけ、わずか1分で裁判官は消えた…》

傍聴席は超満員、私たち原告4人も弁護団の横に座って判決を待ち構えました。そして、いよいよ判決言い渡しです。

「原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告の負担とする」

これだけ言うと裁判長らは閉廷を告げて席を立ち、法衣を翻して扉の奥に立ち去ろうとしました。この間わずか1分。傍聴席から怒りを込めた声が響き渡りました。

「理由ぐらい言いなさいよ！」「恥ずかしくないのか！」

この訴訟では、23回の口頭弁論すべてに原告本人が出席し、弁護団が熱く弁論してきました。この日も傍聴抽選が行われるなど県民の関心が極めて高いのに、主文のみでは判決を出した理由が全くわかりません。「開かれた裁判」「わかりやすい裁判」の流れに逆行しています。

閉廷後裁判所前に集まった原告や支援者、報道陣の前で、この裁判で積極的な弁論を展開した二人の弁護士が抗議の垂れ幕を掲げました。

《原告団・弁護団・支援者で報告集会》

その後、原告団と弁護団、支援者らは富山県弁護士会館に移動して報告集会を開催しました。

- ・浅田正文さん「主文しか述べず、ひど過ぎる。でも苦しくても厳しくても、私たちは無力ではない」
- ・小野寺恭子さん「北陸の者として同じ気持ちで傍聴を続けた。次世代に汚れた環境を残したくない」
- ・盛本石川県議「非常にあっけない判決に怒りを覚える。地震や地質など新しい知見が一杯出たのに、裁判所は何も見えていないようだ」
- ・岩淵弁護団長「適合性審査の指摘事項に対応することで取締役らの注意義務違反はなくなる、とい



富山地裁前で(3月4日)

う安全神話が復活したような判決だ。規制委が万全の安全性を担保する機関でないことは、われわれが何度も指摘してきた」

《取締役の善管注意義務を原子力規制委員会に丸投げの判決》

今回の判決では、「規制委の新規制基準適合性審査の指摘事項に対応すれば、取締役の善管注意義務は果たされる」と司法が自らの責任から逃げました。規制委が合格とした後に判断の誤りや不正が判明するなど、規制委の審査が決して万全でないことが次々と明らかになっている現実^{かば}に背を向けています。さらに、「将来、取締役の判断の誤りが判明しても免責される」として、先々まで取締役を庇う不当な内容です。

《能登半島地震で判明した避難計画の不備を、根拠不明の推察で免責》

2024年能登半島地震で、半島全域で住民避難が困難になることが明らかになりました。判決では現行の避難計画に不備があることは認めたものの、志賀原発再稼働まで相当の期間があり、「その間に各自治体が避難計画を改善すると推察される」として、根拠のない想像で被告らを免責しました。

《原発コストが高騰しても、電気料金に転嫁して会社に損害はない？》

判決では、「志賀原発の発電コストが高騰しても、電気料金に転嫁するから会社に損害は出ない」と言い切りました。電気料金値上げが県民の生活や商業・農業・工業など多方面に重大な悪影響を及ぼすことに背を向け、会社・取締役だけを守る暴論です。

《異例！被告側が判決文の閲覧制限申立て》

今回の判決文64ページのうち10ページの12か所について被告側が閲覧制限を申立てたため、判決全文を公開できず、一部マスキングという前代未聞の状況になりました。被告側は判決文に「取締役会議事録」が引用されたとして問題にしますが、当該部分は裁判所による要約や評価の記載です。国民に開かれた裁判も否定、北陸電力の「隠さない風土」という宣伝も捨てて、「隠す北陸電力」の正体が露わになっています。富山地裁の被告申立て却下（3月19日）は当然です。

《名古屋高裁金沢支部での控訴審で原告勝訴を》

3月17日、一審判決時6名の原告のうち5名（1名は療養中）が控訴しました。これまでご支援いただいた多くの方々に感謝し、控訴審で原告勝訴判決をめざします。引き続きよろしくお願いたします。

年会費納入のお願い

原告団は今年度も幅広い仲間と共に、法廷内外での活動に全力で取り組んでいきます。ご支援・ご協力をよろしくお願いたします。

☆原告年会費は1口3,000円、サポーターは1口1,000円（各1口以上）です。

同封の「払込取扱票」で郵便局から送金できます（口座からATM送金で手数料152円より）。
労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。